

令和 5 年 1 月 14 日

住宅型有料老人ホーム 管理者 様
サービス付き高齢者向け住宅 管理者 様

広島市健康福祉局 高齢福祉部
介護保険課事業者指導・指定担当課長

令和 4 年度広島市有料老人ホーム集団指導の開催について（通知）

平素から、本市の高齢福祉行政に御協力頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では有料老人ホーム事業の適正化を図るために、厚生労働省老健局長通知「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」に基づき、令和 4 年度から有料老人ホームの集団指導を行うこととしました。

つきましては、下記のとおり、動画掲載による集団指導を開催しますので、令和 5 年 3 月 1 日（水）から同月 22 日（水）までの間に動画を御視聴頂き、同ページに掲載した専用フォームから「受講完了報告書」を御提出ください。オンライン動画を視聴できない場合は、上記ホームページに掲載予定の資料を確認の上、「受講完了報告書」を郵送又は Fax で御提出ください。

なお、介護付き有料老人ホームは、介護保険における特定施設入居者生活介護として、集団指導を受講して頂くこととなっているため、本有料老人ホームの集団指導を受講する必要はありません。

記

1. 実施方法

動画視聴形式（1 時間 30 分程度を予定）

2. 受講期間

令和 5 年 3 月 1 日（水）から同月 22 日（水）まで

3. 対象者

広島市内に所在する住宅型有料老人ホーム管理者（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）

4. 内容（現時点の予定）

「有料老人ホーム設置運営指導指針」の遵守ポイント【講師：（公社）全国有料老人ホーム協会】

5. 留意事項

- (1) 動画、資料及び受講完了報告書は、令和 5 年 3 月 1 日（水）から同月 22 日（水）まで、本市ホームページ「令和 4 年度広島市有料老人ホーム集団指導（ページ番号：314097）」に掲載予定です。
- (2) 申し込みの手続きは不要です。
- (3) 動画を確認された方はお手数ですが、令和 5 年 3 月 22 日（水）までに「受講完了報告書」を御提出ください。

（お問合せ）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 事業者指導係 坂本・永間

TEL：082-504-2183 FAX：082-504-2136

広島市有料老人ホーム集団指導 受講の手引き

対象： 住宅型有料老人ホーム・有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅

オンラインでの動画視聴が可能な施設

- ① 3月1日(水)～22日(水)の間に、本市ホームページに掲載した動画を視聴してください。
- ② 視聴後、3月22日(水)までに、本市ホームページに掲載した専用ページから、「受講完了報告書」を提出してください。



オンラインでの動画視聴が困難な施設

- ① 3月1日(水)～22日(水)の間に、本市ホームページに掲載した資料を確認してください。
- ② 確認後、3月22日(水)【必着】までに郵送又はFaxで「受講完了報告書」を提出してください。

※インターネット環境がなく、資料及び受講完了報告書の印刷が
難しい施設は、個別にご相談下さい。



【ホームページ掲載場所】

「令和4年度広島市有料老人ホーム集団指導（ページ番号:314097）」

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koureisha/314097.html>

広島市ホームページ > 総合トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者 > 高齢者福祉 > 有料老人ホーム > 令和4年度広島市有料老人ホーム集団指導